

## 2-1 新型コロナウイルス感染症対策の実効性を確保するための法的措置と確実な財政支援について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、国は緊急事態宣言を発出するとともに、事業規模117兆円規模の緊急経済対策を策定し、2度の補正予算措置により地方への財政支援を行うこととした。各自治体は、この財政支援を活用して、感染拡大の防止や感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援など、積極的な施策を講じている。

しかし、感染拡大の収束には未だ至らず、感染経路の多様化や感染者の年齢層の広がりも見られるなど、予断を許さない状況が続いている。他の感染症の事例では国際機関の終息宣言までには複数年を要する事例もあるなど、新型コロナウイルスとの戦いも長期化を余儀なくされることが想定される。

このような中、感染拡大を確実に収束させ、住民の生命・健康を守り、日々の生活や企業活動を早期に平常化させるためには、医療、教育、経済など、多岐にわたる分野において、現場の最前線で対処している地方自治体が地域の実情に即した実効性の高い取組を迅速かつ継続的に実施していく必要があり、そうした取組を担保する法的措置や確実な財政支援が不可欠である。

関東圏をはじめとする地方が感染拡大防止と社会経済活動の両立を図り、地域経済はもとより日本経済を力強く再生し、「ポストコロナ」における新しい社会を構築するため、次の事項について特段の措置を講じられたい。

## 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の改正

今後、新型コロナウイルスの感染拡大が進み、施設管理者に対して施設の使用停止の要請を行う際には、当該要請の実効性を確保することが必要である。このため、要請に伴う国による経済的な支援措置の規定や、要請に応じない施設管理者への罰則を規定するなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正を速やかに講じること。

また、宿泊療養施設への入所要請については、入院勧告等と同様に、患者の人権を制限する行為であることから、法律の根拠をもって行うべきものであり、適切に療養が行われるよう制度として明確に位置付けるべきであると考えます。このため、速やかに、感染症法の改正を行い、宿泊療養施設への入所に関する規定を整備すること。

## 2 新型コロナウイルス対策に必要な財源の確保

- (1) 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、地域の実情に応じて迅速かつ効果的に感染拡大防止などの施策を講じられるよう、国の予備費を機動的に活用した大幅な積み増しを行い、地方交付税の交付団体・不交付団体にかかわらず、必要な額を措置すること。なお、交付金の配分にあたっては、感染者数をはじめとした地域の実情をより一層考慮すること。あわせて、基金への積立て要件弾力化や事業期間の延長、繰越手続きの簡略化、実施計画の柔軟な変更を認めるなど、柔軟で弾力的な運用を図ること。また、令和3年度以降も機動的かつ実効性のある対策が講じられるよう、国と地方の協議の場での地方の意見なども十分に反映させた上で、臨時交付金の継続やこれを引き継ぐ新たな交付金制度の創設により、全ての自治体に対して確実かつ十分な規模の財政支援を継続すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、交付決定額が要望額を下回っている事業があることから、速やかに交付金の増額を行うこと。加えて、交付決定額の範囲内で予算の組替えや執行が行えるよう都道府県における弾力的な運用を認めること。また、今後の感染拡大の状況や医療機関の需要を踏まえ、引き続き令和3年度以降も必要な財源を確実に措置すること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響により、生活が困難な方を支える生活福祉資金貸付について、今後必要となる債権管理の事務費も含めて、本来の全額国負担制度を歪めることなく、国が責任を持って確実に財源措置すること。
- (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことによる国民健康保険料（税）等の減免措置及び新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者等に対する傷病手当金の支給に対する保険者への財政支援については、これを確実かつ十分に実施すること。また、保険者のウィズコロナ時代に対応した業務の見直しに要する費用に対する財政支援を行うこと。
- (5) ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を継続的に確保するため、1人1台端末整備完了後における端末更新費用や通信料等について、継続的かつ十分な財政支援を図ること。また、高校段階においても義務教育段階と同様、1人1台端末整備への支援を行うとともに、通信料等について必要な財政措置を講じること。更に、学校において感染症対策を徹底し、「密集」を回避するためには、児童生徒の間隔をとる必要があることから、少人数指導やスクール・サポート・スタッ

フ、学習指導員等の配置など、人的措置について、引き続き、令和3年度以降も財政的支援を行うこと。